

一般社団法人UHC機器開発協議会 会員規約

(2015年7月15日改訂)

(目的)

この規約は一般社団法人UHC機器開発協議会（以下「当法人」とする）と、この法人会員（以下「会員」）に対する規約として定めるものとする。

(会員)

会員は、定款第6条に定める通り、当法人の目的に賛同して入会した法人、団体および個人とする。

(事業年度)

本会の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(会費)

会費には入会金と年会費がある。入会金、年会費は次に掲げるところによる。

別表1

	定義	入会金	年会費	社員総会 議決権
正 会 員	大企業（資本金の額が3億円を超え、かつ従業員数が300人を超える会社[製造業の場合]	10万円	20万円	あり
	中小企業（資本金の額が3億円以下、または従業員数が300人以下の会社[製造業の場合]	10万円	10万円	あり
	小規模企業（ベンチャー企業） （従業員数が20人以下の会社[製造業の場合]	5万円	5万円	あり
	個人会員	3万円	3万円	あり
	特別会員※	免除	免除	あり
賛 助 会 員	大企業（上記定義に同じ）	5万円	一口20万円	なし
	中小企業（上記定義に同じ）	5万円	一口10万円	なし
	小規模企業（ベンチャー企業）（上記定義に同じ）	2.5万円	一口5万円	なし
	非営利法人、団体	2万円	一口4万円	なし
	個人会員	1.5万円	一口3万円	なし

(大企業、中小企業、小規模企業の定義は中小企業基本法第2条に基づく。)

事業年度の途中で入会した正会員又は賛助会員であっても、当該事業年度における年会費の全額を支払わなければならない。ただし、代表理事が特に必要と認め、理事会の承認を得た場合はこの限りでない。

※ 当法人設立以前より大阪大学の共同研究講座である「次世代内視鏡治療学共同研究部門」に参画する等、先進医療機器の研究開発を行ってきた企業で、これまでに培った開発力、ノウハウを発揮することにより、UHC機器開発への貢献が期待される企業として、理事会が認めた者。

(会費等の納入)

- (1) この法人に入会した正会員又は賛助会員は、定款第 7 条に定められた通り、入会申込書により申し込み、理事会の承認があった時に正会員又は賛助会員となる。入会が認められた日から 30 日以内に、その事業年度の会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。
- (2) 正会員又は賛助会員は、毎事業年度の会費として 6 月末日までにこの法人所定の方法により納入しなければならない。
- (3) この法人は正会員又は賛助会員が当該事業年度において納入した会費についてはこれを返還しない。

(任意退会)

会員は、別に定める退会届を代表理事に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、会員は入会金及び年会費の返還を求めない。

(除名)

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会費の納入が継続して 3 年以上されなかったとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員種別の変更)

会員の希望または別表 1 に定める大企業と中小企業等の区分に変更が生じた際は、以下に定める本会による確認を得るものとし、その後、以下に定める年会費、種別変更に伴う入会金の差額の納付をもって会員種別が有効になるものとする。

(1) 賛助会員から正会員への会員種別変更

会員種別の変更を希望する会員は、事務局に対し希望の申し出を行い、理事会の議決による確認を得るものとする。

正会員と賛助会員の入会金の差額、及び種別変更後の年会費（既に種別変更前の年会費を納付済みの場合は、変更によって生じる差額）を納付するものとする。

(2) 正会員から賛助会員への会員種別変更

会員種別の変更を希望する会員は、事務局に対し希望の申し出を行い、理事会の議決による確認を得るものとする。

入会金の差額は返還しない。

(3) 大企業から中小企業、小規模企業等への区分変更

大企業から中小企業、小規模企業等へ区分変更を希望する会員は、本会の年度開始日前に到来する直近の決算日時点において区分に該当することで確認できる資料を、本会の当該年度の7月31日までに事務局に対し希望の申し出を行い、事務局の確認を得てこれを行うことができる。事務局の確認を得て区分変更を行った会員は、当該年度について新区分に従って年会費を納付するものとし、事務局は本変更申し出を受けた場合はその確定まで当該会員による年会費の納付を猶予することができる。

(会員資格の喪失)

会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(3) 除名されたとき。

会員は、前項各号によって会員資格が喪失しても、未納の年会費ほか、当法人への債務がある場合は、その債務の支払いを完了しなければならない。

(知的財産)

(1) 当法人の発意に基づき、会員または当法人の業務に関与する者が当法人の事業活動上で作成した著作物の著作権者は、当法人とする。この著作物とは、各種報告書、記録資料、研究資料、調査資料、議事録など一切の成果物などをいう。

(2) 当法人の発意に基づき、会員または当法人の業務に関与する者が当法人の事業活動上にて作成したノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は当法人に帰属することとする。

(禁止事項)

会員は、次に定める行為をしてはならない、

- (1) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与、担保等に供すること。
- (2) 当法人の職務上知り得た秘密を他に漏らすこと。
- (3) 当法人の活動に関連して取得した資料または知り得た情報を、当法人の活動以外に利用すること。
- (4) その他、当法人の職務活動において、他社が所有するあらゆる権利を侵害するなどの法律違反行為、またはその恐れのある行為。

(規約の改定、追加)

本規約は、理事会の決議により変更できる。また、本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

以上